地方公務員災害補償法第六十九条第一項の規定に基づく条例の規定	当該条例の規定に基づき支給される遺族補償年金に相当する補償	同項に規定する障害補償年金	当該条例の規定に基づき支給される遺族補償年金前払一時金に相当する補償	同項に規定する障害補償年金前払一時金
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第一条の三第五項	同項に規定する遺族補償年金		同項に規定する遺族補償年金前払一時金	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において読み替えて準用する同令附則第一条の三第五項				

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第一条の三第五項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金		
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において読み替えて準用する同令附則第一条の三第五項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金		

2　令第六条の五第二項第二号の厚生労働省令で定める方法によつて計算した額は、次の表の第一欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の第二欄に掲げる給付について、当該給付（法第十三条の二第三項の規定の適用を受けている受給資格者にあつては、同項に規定する加算に係る部分に限る。）の全額とする。ただし、同表の第三欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の第二欄に掲げる給付の支払期月から一年を経過した月以後については、同表の第二欄に掲げる給付の額を、同表の第四欄に掲げる法定利率にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法附則第十項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族年金前払一時金	障害の原因である疾病又は負傷の発生時における法定利率
労働者災害補償保険法第六十条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率
労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する複数事業労働者遺族年金	同項に規定する複数事業労働者遺族年金前払一時金	同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率

（新設）